

必ずお読みください

【特例退職被保険者制度のご案内】

みずほ健康保険組合

1. 特例退職被保険者制度とは

特例退職被保険者制度(以下「特退制度」という)は、項番3の加入資格のある方が退職後75歳になるまで加入することが出来る医療制度です。保険給付は一般被保険者と同様です。この制度の保険料は個人の収入に関係なく一律で、毎年見直しが行われます。(保険料の詳細については項番6をご参照ください)

2. 特退制度加入申し込みにあたって

特退制度の保険料は収入に関係なく一律です。任意継続や国民健康保険の保険料と十分に比較検討してください。任意継続は退職時のご自身の標準報酬月額が基準で、国民健康保険料は所得に応じて計算されるのが一般的です。自治体毎に保険料率、算出方式に違いがありますので、詳しくはお住まいの自治体の国民健康保険窓口にご照会ください。

ご参考

現在加入中の医療保険制度 または直近加入していた医療保険制度	特退加入可否	申請期限
みずほ健康保険組合（任意継続含む）	○	健康保険（任意継続保険）資格喪失後3ヶ月以内の申し込み
他健保組合・共済組合等（任意継続含む）	○	健康保険（任意継続保険）資格喪失後3ヶ月以内の申し込み
国民健康保険	×	（ただし下記①②の場合のみ可）
	右記①② 該当 のみ可	① 退職時に特退加入資格がなかった方で、特退加入条件が揃ってから3ヶ月以内の申込の方 ② 退職時に特退資格があった方で、退職後3ヶ月以内の申込の方

3. 加入条件（次の条件の全てを満たしていること）

- (1) みずほ健保に通算20年以上加入していたこと、または40歳以降10年以上加入していたこと。
（旧第一勧業銀行健保・旧富士銀行健保・旧日本興業銀行健保・旧みずほアセット信託銀行健保・旧新光証券健保・旧みずほインベスターズ証券健保の被保険者の期間を含む）

但し、旧新光証券健保被保険者については平成21年10月1日、旧みずほインベスターズ証券健保被保険者については平成25年4月1日にみずほ健保の被保険者であったことも加入条件となる為ご注意ください。

- (2) 厚生年金の老齢年金を受けているか受給権があること。

（昭和28年4月2日以降生まれの方につきましては、生年月日に応じて段階的に老齢厚生年金の受給開始年齢が引き上げられますのでご注意ください）

なお、老齢厚生年金の受給開始を60歳に繰上げ申請された場合は、60歳から特退制度に加入できますが、次の点にご留意下さい。（年金の詳細につきましては、年金機構にお問い合わせください）

- ① 老齢年金受給額は、生涯にわたって減額されます。
② 繰上げ受給の手続きをされた後は、障害年金や寡婦年金を受け取ることはできません。

- (3) 被用者保険（組合健保・協会けんぽ・船員保険・共済組合）の強制加入対象者でないこと。

また、従業員5人以上の個人事業主や、5人未満であっても法人の事業所は社会保険の強制適用の対象となるため、その場合は適用要件等を年金事務所等によくご確認ください。

- (4) 75歳未満であること。

4. 加入手続きについて

以下の書類を整え「特例退職被保険者資格取得申請の添付書類送付明細表」にご記入のうえご申請ください。

<申請者共通>

- (1) 特例退職被保険者資格取得申請書
- (2) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
(※恐れ入りますが、(1)の申請書の給付金振込先と同一口座をご指定ください)
- (3) 「国民年金・厚生年金保険年金証書(老齢)」表面全体のコピー
(注:「年金手帳」や「企業年金の証書」ではありません)
または 日本年金機構から送付された「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」
(ご自身の 住所・氏名が印字されているもの) のコピー
- (4) 住民票 (マイナンバー記載の無いもの、被扶養者がいる場合は「世帯全員分の記載のあるもの」、特例退職加入日から3ヶ月以内のもの)

<申請者本人が 70歳以上の場合>

※上記書類に併せて以下(5)をご提出ください。

- (5) 前年の「確定申告書(第一表)・(第二表)」のコピー
確定申告書がない場合は市区町村長の発行する「(非)課税証明書」(収入額表示ありのもの)
※70歳以上の方に交付する「高齢受給者証」の負担割合を確認するために必要となります。

<被扶養者を申請する場合>

【注】被扶養者加入要件となる収入限度額は、年間130万円(19歳以上23歳未満の場合は150万円(配偶者を除く))
(60歳以上又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合には180万円)
未満です。「年収の壁・支援強化パッケージ」に該当する方は当組合までお問い合わせください。

(6) 被扶養者の状況及び収入を確認する書類

- ① 配偶者・・・「被扶養者認定申請書-1」および「(非)課税証明書※」
(※市区町村発行・収入額表示があるもの・最新年度分・特例退職加入日から3ヶ月以内のもの)
- ② 高校生までの子供・・・不要
- ③ 上記②以外の子供
 - 学生・・・「学生証」のコピーまたは「在学証明書」
ただし一度就職をした後に学生になった方の場合は「被扶養者認定申請書-1、-2、-3」
および「(非)課税証明書※」も必要
(※市区町村発行・収入額表示があるもの・最新年度分・特例退職加入日から3ヶ月以内のもの)
 - 無職・・・「被扶養者認定申請書-1、-2、-3」および「(非)課税証明書」
(※市区町村発行・収入額表示があるもの・最新年度分・特例退職加入日から3ヶ月以内のもの)

※ 子供のみを扶養申請する場合の注意事項

夫婦共に収入がある(配偶者がみずほ健保の被扶養者でない)場合は、ご夫婦のうち収入が多い方の扶養となるため、ご夫婦それぞれの収入確認書類の添付が必要になります。
該当する方は当組合までお問い合わせください。

- ④ その他 みずほ健保から提出を求められた書類

(7) 被扶養者の収入の詳細を確認する書類

※ 扶養したい方に収入がある(あった)場合は、以下の確認書類をご提出ください。

- A. 公的年金・企業年金・障害年金・個人年金(除く経費)等の年金収入がある場合(受給手続中の場合も含む)
直近(最新年度)の「年金改定通知書」または「年金振込通知書」等の氏名と金額が記載されているページ全体のコピー(海外からの年金を受給されている場合は当健保へお問合せください)
- B. 申請時に給与収入がある場合(パート・アルバイト・派遣・専従者給与等、雇用形態を問いません)
直近3ヶ月分の「給与明細書」のコピー(氏名、総支給金額、対象年月が記載されているもの)
または「労働契約書」のコピー(直近1か月の収入金額が確認できるもの)
- C. 「(非)課税証明書」に給与収入金額の記載があるが、申請時に退職している場合
 - ① 退職後、雇用保険失業給付を受給しない(又は受給予定の)場合は、離職票1・2の原本及び退職年月日が確認できる書類(「退職証明書」や退職年月日の記載がある「源泉徴収票」等)
 - ② 退職後、雇用保険の失業給付を受給している(していた)場合は、ハローワークから交付された「雇用保険受給資格者証」表裏両面全体のコピー

D. 営業収入・不動産収入等がある場合

「確定申告書(第1表・第2表)」のコピー、「収支内訳書」または「青色申告決算書」のコピー
(該当がある場合は当健保へお問合わせください)

E. 株式売却・配当等の収入がある場合

「確定申告書(第1表・第2表)」のコピー、「分離課税用(第3表)」のコピー
(該当がある場合は当健保へお問合わせください)

5. 申込期限

- (1) 加入条件が揃ったときから3ヶ月以内(法定期限)です。
- (2) 他の被用者保険に加入中の方は資格喪失後で上記(1)と同様です。

6. 保険料について(令和8年度・月額)

健康保険料	37,130円	
子ども・子育て支援金	1,081円	(令和8年度より新設)※1
介護保険料	6,815円	(該当者のみ)※2
(月額合計)	45,026円	

(令和8年度は標準報酬月額470千円・健康保険料率7.90%・子ども・子育て支援金率0.23%・介護保険料率1.45%)
保険料は、前年度の9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額に保険料率を乗じて求めた額です。従いまして毎年見直しが行われます。
ただし、その額が470千円を超えるときは470千円になります。

※1 子ども・子育て支援金について

政府の子育て政策を更に充実させるための財源を医療保険(健康保険など)の被保険者が医療保険料とあわせて納付する制度です。

※2 介護保険料について

65歳未満の被保険者(介護保険第2号被保険者)の方の介護保険料を介護保険制度の保険者である市区町村に代わって当健保で徴収します。また、被保険者が65歳以上(介護保険第1号被保険者)で市区町村より介護保険料を徴収されている場合であっても被扶養者に介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に該当する方がいる場合には、当健保においても被扶養者分の介護保険料を徴収します。

なお、適用除外(国内に住所をもたない方、身体障害者療養施設などの適用除外施設の入所者)に該当した場合、あるいは適用除外が解除された場合は届出が必要です。当健保まで速やかにご連絡ください。

※その他

納付済み保険料のうち、途中脱退で未経過分がある場合は返金されます。

7. 保険料の納付方法について

保険料の納付方法は、単月払い・半期前納払い・一年度前納払いの3通りで、前納の場合には年4%の利率による複利現価法での割引があります。

それぞれの納付期限は次表のとおりで、ご指定の預金口座から口座振替により徴収させていただきます。ただし、初回の保険料につきましてはお送りする納付書に記載の金額をお振込みいただきます。

なお、この時の振込手数料はご本人負担となりますのでご了承ください。

令和8年度

支払方法	納付期限	口座引落日 (注1)	(参考) 令和8年度の割引金額(注2)				
			健康保険料の 割引金額	子ども・子育て 支援金 割引金額	介護保険料の 割引金額	割引合計金額	
単月	当月10日	当月1日	割引なし	割引なし	割引なし	割引なし	
半期前納	前期 (4月~9月分)	3月31日	3月20日	2,531円	74円	465円	3,070円
	後期 (10月~翌3月分)	9月30日	9月20日	2,531円	74円	465円	3,070円
	(半期前納の場合の年間割引合計金額)			(5,062円)	(148円)	(930円)	(6,140円)
一年度前納 (4月~翌3月分)	3月31日	3月20日	9,338円	272円	1,714円	11,324円	

注1. 口座引落日が銀行休業日の場合は翌営業日の引落日となります。

注2. 上記割引金額については、半期前納は各6ヶ月分、一年度前納は12ヶ月分の割引額です。

(初年度については、加入月により割引額が異なります。)

8. 加入手続き後の流れ

資格情報のお知らせ（交付該当者のみ資格確認書も）ご自宅宛にお送りします。
マイナ保険証の資格が新資格に切り替わるまで（または資格確認書がお手元に届くまで）の間に医療機関を受診する場合は、健康保険の切り替え手続き中の旨を伝え、医療機関で清算方法についてご相談ください。

9. 資格がなくなるとき（下記の理由以外では資格を喪失することはできません）

- (1) 75歳になり後期高齢者医療制度の適用を受けるようになったとき（75歳の誕生日）
または65歳以上の寝たきり等で市区町村の障害認定を受け、後期高齢者医療制度の適用を受けたとき
- (2) 再就職して他の被用者保険（組合健保・協会けんぽ・船員保険・共済組合）に加入したとき
- (3) 被用者保険（組合健保・協会けんぽ・船員保険・共済組合）の被扶養者になったとき
- (4) 生活保護を受けるようになったとき
- (5) 海外に居住するようになったとき
- (6) 死亡したとき
- (7) 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- (8) 資格喪失の希望を申し出て、健保組合が受理したとき

10. 厚生労働省の通知に基づき実施する「検認」での収入確認資料のご提出について

検認とは当健保に加入のご家族（被扶養者）について、毎年、被扶養者資格の確認を行うもので、被扶養者の収入確認の書類（確定申告書のコピーや（非）課税証明書等）をご提出いただきます。健康保険法施行規則第50条4項で「特例退職被保険者は、検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。」となっております。また、同施行規則第50条9項で「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は無効とする。」となっておりますので、検認時には必ず被扶養者の収入確認資料のご提出をお願い致します。

11. 給付金・保健事業（人間ドック等）について

給付金・保健事業（人間ドック等）については在職中とほぼ同様ですが、傷病手当金は受けられません。

12. その他

この制度にご加入になったあと、再就職、被扶養者の増減、あるいは住所、指定口座等に変更があった場合は、直ちに当健保にお知らせください。

13. 書類提出先・問合せ先

必要書類を揃えて、行内便または郵便でご提出ください。
ご不明な点はみずほ健康保険組合までお問い合わせください。

(1) 書類提出先

【行内便】

大手町本部ビル気付（行内メール番号150000）
みずほ健康保険組合 業務グループ適用チーム 特例退職担当 宛

【郵便】

〒100-8176 東京都千代田区大手町1-5-5（大手町タワー）
みずほ健康保険組合 業務グループ適用チーム 特例退職担当 宛

(2) 問合せ先

みずほ健康保険組合 業務グループ適用チーム 特例退職担当
電話 0570-011324(ナビダイヤル ガイダンス1→2)

